島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条第1項第二号に基づく

「応急復旧講習会」の開催について

主催　島根県（土木部建築住宅課）

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発しています。島根県内においても平成30年7月豪雨、令和2年7月の大雨によって、江の川流域で甚大な住家被害が生じたことは記憶に新しいところです。

この度、県では、風水害等による住宅被災者への支援として、被災者からの住宅の応急復旧に関する相談の受け皿となって適切な応急復旧工事の実施に繋げる役割を担う「島根県被災住宅応急復旧相談員」の登録制度を創設しました。

この相談員登録に必要な講習会（応急復旧講習会）を下記により開催しますので、多くの皆様に受講いただきますようお願い申し上げます。

また、講習会の各開催会場において、島根県被災住宅応急復旧相談員登録申請の受付を行います。

■開催日時及び開催会場等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催日時 | 開催会場 | 定員 |
| 3月1日(月) | 雲南地区 | 10:00～12:00 | 雲南合同庁舎 501会議室(雲南市木次町里方531-1) | 20人 |
| 出雲地区 | 15:00～17:00 | 出雲合同庁舎 702会議室(出雲市大津町1139) | 60人 |
| 3月2日(火) | 大田地区 | 10:00～12:00 | 大田集合庁舎 第1会議室(大田市大田町大田イ1-3) | 20人 |
| 邑智地区 | 15:00～17:00 | 川本合同庁舎 501会議室(川本町大字川本265-3) | 30人 |
| 3月3日(水) | 浜田・江津地区 | 10:00～12:00 | 浜田合同庁舎 大会議室(浜田市片庭町254) | 30人 |
| 3月5日(金) | 益田地区 | 10:00～12:00 | 益田合同庁舎 大会議室(益田市昭和町13-1) | 30人 |
| 3月8日(月) | 松江・安来地区 | 13:30～15:30 | 松江合同庁舎 講堂(松江市東津田町1741-1) | 60人 |
| 3月 日(　) | 隠岐地区 | 調整中（20人程度） |

■受講料　 無料

■講習内容 (1)被災住宅の応急復旧体制及び島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度

について〔講師：県建築住宅課担当者〕

(2)風水害等による被災住宅の応急復旧について

　 　　　　　〔講師：コクーン設計舎 代表 坪倉菜水〕

■申込方法 受講申込書（裏面）に必要事項を記載の上、FAX又はメールでお申し込み

ください。

■申込み先 島根県土木部建築住宅課 住宅企画グループ(担当：菅原、井上)

　 　 FAX：0852-22-5218 電話0852-22-5226

メールjuutaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp

■申込期限 令和３年２月１９日（金）

　　　　　 各会場とも受講は先着順とさせていただきます。

定員に達した場合は、受講申込みの受付を終了いたします。

※定員に達している等により受講の受け入れができない場合は、電話によ

り、その旨をご連絡いたします。

■その他　　(1)受講修了者には、当日受講修了証を交付しますので、運転免許証等、本人確認ができるものをご持参ください。

(2)講習会場において、島根県被災住宅応急復旧相談員登録申請書を提出

　 される場合は、当該申請書への受講終了証（写）の添付は不要です。

(3)受講にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、マス

　 クの着用をお願いします 。

■申請書等　島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度に関する詳細（制度要綱、申請書式

等データ）は県建築住宅課ＨＰに掲載しています。

《HP: <https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/hisaisha-sien/>》

応急復旧講習会受講申込書

|  |  |
| --- | --- |
| 受講希望会場 | 希望の会場に☑印をしてください。□雲南(3/1） □出雲(3/1) □大田(3/2) □川本(3/2)□浜田(3/3) □益田(3/5) □松江(3/8) |
| ふりがな |  |
| 申込者氏名 |  |
| 自宅住所 | 〒　TEL ( )　　　　- - |
| 所有資格等 | 該当するものに☑印をしてください。（※）□一級建築士免許　 □二級建築士免許　 □木造建築士免許□建築施工管理技士　 □電気工事施工管理技士□管工事施工管理技士 |
| 勤務先について | 名称：住所：〒　　　　　　　TEL ( )　　　- - |

※：相談員登録の要件（島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条第1項）

次の各号に該当する者であること。

１．建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第１項の規定による建築士又は建設業法（昭和

24年法律第100号）第27条の規定による技術検定（建設業法施行令第34条の規定による

検定種目のうち、建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に限る。）に合格し

た者であること。

２．応急復旧講習会の受講修了者であること。

３．応急復旧相談を無報酬で行う意志があること。